令第二十二条の三第十九号に掲げる養殖業																			
赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分
一八・二	二一・七	一八・二	一六・二	一八・二	三〇・七	一八・二	九・八	一八・二	九・九	一八・二	一一・〇	一八・二	一八・〇	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九
一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五
一八・二	二一・二	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九
一八・二	一三・九	一八・二	九・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	九・九	一八・二	一一・〇	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一四・九	一四・四	一四・九	一〇・八	一四・九	二四・八	一四・九	六・八	一四・九	六・九	一四・九	七・六	一四・九	一二・四	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	二二・一
一四・九	一四・四	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三
八・七	一四・九	六・〇	一四・九	一一・八	一四・九	七・八	一四・九	七・六	一四・九	八・七	一四・九	一四・九	一四・四	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・四

令第二十二条の三第二十一号に掲げる養殖業																			
赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分
一八・二	一六・二	一八・二	三〇・七	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	九・九	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五
一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九
一八・二	九・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	九・九	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一四・九	一〇・八	一四・九	二四・八	一四・九	六・八	一四・九	七・六	一四・九	六・九	一四・九	一四・九	一四・九	一二・四	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	二二・一
一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三
六・〇	一四・九	一一・八	一四・九	七・八	一四・九	七・六	一四・九	八・七	一四・九	一四・九	一四・四	一四・九	一四・三	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・四

令第二十二条の三第二十二号に掲げる養殖業																			
赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分
一八・二	九・八	一八・二	三〇・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五
一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九
一八・二	九・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	九・九	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一四・九	一〇・八	一四・九	二四・八	一四・九	六・八	一四・九	七・六	一四・九	六・九	一四・九	一四・九	一四・九	一二・四	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	二二・一
一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三
六・〇	一四・九	一一・八	一四・九	七・八	一四・九	七・六	一四・九	八・七	一四・九	一四・九	一四・四	一四・九	一四・三	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・四

令第二十二条の三第二十三号に掲げる養殖業																			
赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分
一八・二	九・八	一八・二	三〇・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五
一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九
一八・二	九・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	九・九	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一四・九	一〇・八	一四・九	二四・八	一四・九	六・八	一四・九	七・六	一四・九	六・九	一四・九	一四・九	一四・九	一二・四	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	二二・一
一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三
六・〇	一四・九	一一・八	一四・九	七・八	一四・九	七・六	一四・九	八・七	一四・九	一四・九	一四・四	一四・九	一四・三	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・四

令第二十二条の三第二十四号に掲げる養殖業																			
赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分
一八・二	九・八	一八・二	三〇・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五
一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九
一八・二	九・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	九・九	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一四・九	一〇・八	一四・九	二四・八	一四・九	六・八	一四・九	七・六	一四・九	六・九	一四・九	一四・九	一四・九	一二・四	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	二二・一
一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三
六・〇	一四・九	一一・八	一四・九	七・八	一四・九	七・六	一四・九	八・七	一四・九	一四・九	一四・四	一四・九	一四・三	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・四

令第二十二条の三第二十五号に掲げる養殖業																			
赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分
一八・二	九・八	一八・二	三〇・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五
一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九
一八・二	九・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	九・九	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一四・九	一〇・八	一四・九	二四・八	一四・九	六・八	一四・九	七・六	一四・九	六・九	一四・九	一四・九	一四・九	一二・四	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	二二・一
一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三
六・〇	一四・九	一一・八	一四・九	七・八	一四・九	七・六	一四・九	八・七	一四・九	一四・九	一四・四	一四・九	一四・三	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・四

令第二十二条の三第二十六号に掲げる養殖業																			
赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分	赤潮特約に係る部分	赤潮特約に係る部分以外の部分
一八・二	九・八	一八・二	三〇・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五	一八・二	二七・五
一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九	一八・二	一九・九
一八・二	九・七	一八・二	一六・〇	一八・二	九・八	一八・二	一一・〇	一八・二	九・九	一八・二	一八・二	一八・二	一八・〇	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一四・九	一〇・八	一四・九	二四・八	一四・九	六・八	一四・九	七・六	一四・九	六・九	一四・九	一四・九	一四・九	一二・四	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	二二・一	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	二二・一
一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三	一四・九	一四・三
六・〇	一四・九	一一・八	一四・九	七・八	一四・九	七・六	一四・九	八・七	一四・九	一四・九	一四・四	一四・九	一四・三	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・四